

# ○国立大学法人秋田大学特任教員就業規則

(平成 19 年 5 月 9 日規則第 198 号)

改正

平成 25 年 3 月 29 日規則第 198 号

平成 26 年 9 月 30 日一部改正 平成 27 年 9 月 16 日一部改正

平成 28 年 3 月 28 日一部改正 平成 29 年 3 月 8 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人秋田大学職員就業規則(平成 16 年規則第 50 号。以下「職員就業規則」という。)第 2 条第 2 項の規定により、国立大学法人秋田大学(以下「本学」という。)に勤務する同条第 1 項第 7 号に掲げる特任教員の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(特任教員の定義)

第 2 条 この規則において「特任教員」とは、国立大学法人秋田大学特任教員規程(平成 19 年規則第 191 号)に定める外部資金による研究プロジェクト事業を推進するために雇用する職員で、本学と個別契約を交わした者(労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)第 18 条の規定による期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)に転換した者を含む。)とする。

(職名)

第 3 条 第 2 条に掲げる特任教員の職名は、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教とする。

(契約期間等)

第 4 条 特任教員(無期労働契約に転換した者を除く。以下、この条において同じ。)の契約期間は、3 年以内とし、研究プロジェクト事業の継続する期間を限度として契約期間を更新する場合でも、当初の契約期間(他の規程による任期を付した契約期間を含む。)から通算して 10 年を超えることはできない。ただし、学長が特に必要と認める場合に限り、10 年を超えて(研究プロジェクト事業の継続する期間内に限る。)契約期間を更新することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特任教員が満 65 歳に達したときは、満 65 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日を超えて契約期間を更新しない。ただし、学長が特に必要と認める場合に限り、満 65 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日を超えて契約期間を更新することができるものとする。

3 契約を更新しない場合は、少なくとも 30 日前までに更新しない旨を予告する。この場合において、特任教員が希望するときは、更新しない理由について証明書を交付する。

4 第 2 項ただし書きの規定は、特任教員の採用時について準用する。

(採用等)

第 5 条 特任教員の採用は、選考による。

2 特任教員の選考は、国立大学法人秋田大学に勤務する教育系職員の就業に関する規程（平成16年規則第58号）第3条第1項の規定に準じて実施する。

（労働条件の明示）

第6条 特任教員の採用及び契約期間の更新に際しては、採用及び契約期間が更新される者に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事すべき職務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日並びに休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項
- (6) その他個別契約に定める事項

（採用時の必要書類）

第7条 特任教員に採用される者は、採用の際、本学が定める必要書類を提出しなければならない。ただし、本学が提出を要しないと認める場合には、必要書類の一部について提出を省略することができる。

2 採用時の必要書類について必要な事項は、別に定める「国立大学法人秋田大学職員の採用時必要書類に関する要項」による。

（退職）

第8条 特任教員は、次に掲げるときは、退職し、特任教員としての身分を失う。

- (1) 退職を願い出て学長から承認されたとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 契約期間が満了し更新を行わないとき。
- (4) 死亡したとき。

（自己都合による退職）

第9条 特任教員は、自己の都合で退職しようとする場合は、退職を希望する日の30日前までに、退職願を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに退職願を提出できない場合は、14日前までにこれを提出しなければならない。

2 特任教員は、退職願を提出しても退職するまでは職務に従事しなければならない。

（定年）

第9条の2 無期労働契約に転換した特任教員の定年は満65歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職するものとする。

（解雇）

第10条 特任教員が、次に掲げる場合においては、これを解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく不良で、改善の見込みがなく、特任教員としての職責を果たし得ない場合

- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しい支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さない場合
- (4) 事業の運営上又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由により、事業の縮小又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、かつ、他の職務への転換が困難な場合
- (5) 外部資金の受入終了やプロジェクト事業の業務の完了等の事由により、業務を終了せざるを得ない場合

(解雇の制限)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 産前産後の女性特任教員が、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)第 65 条の規定により休業する期間及びその後 30 日間

(解雇予告)

第 12 条 第 10 条の規定により特任教員を解雇するときは、30 日前までに予告するか、又は平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払わなければならない。

(退職証明書)

第 13 条 学長は、退職し又は解雇された特任教員が、退職証明書の交付を希望した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。ただし、証明書には、退職又は解雇された特任教員の請求しない事項は記入しないものとする。

- (1) 雇用契約期間
- (2) 職務の種類
- (3) 当該事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由又は解雇の事由

(給与)

第 14 条 特任教員の給与については、個別契約書に定めるもののほか、国立大学法人秋田大学職員給与規程(平成 16 年規則第 64 号)を準用する。

2 前項に定めるもののほか、年俸制を適用する場合の給与については、別に定める「国立大学法人秋田大学年俸制の適用に関する細則」による。

(退職手当)

第 15 条 特任教員の退職手当については、個別契約書に定めるもののほか、国立大学法人秋田大学職員退職手当規程(平成 16 年規則第 67 号)を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 2 項の規定により、給与を年俸制とした特任教員の退職手当は、支給しない。

(誠実義務)

第 16 条 特任教員は、本学の業務の公共性を自覚し、誠実に職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第 17 条 特任教員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 職務を遂行するに際し、法令、この規則若しくは附属する諸規程に反し、又は上司の職務上の命令に反すること。
- (2) 職場の内外を問わず、本学の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させる行為を行うこと。
- (3) 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。その職を退いた後といえども同様であること。
- (4) 本学の敷地及び施設内(次号において「構内」という。)で、選挙運動その他の政治的行為を行うこと。
- (5) 学長の許可なく、構内で営利を目的とする金品を貸借し、物品の売買を行うこと。
- (6) 本学の秩序又は規律を乱す行為を行うこと。
- (7) その他本学の業務の運営に支障をきたす行為を行うこと。

(特定個人情報及び個人情報の保護)

第 17 条の 2 特任教員は、職務に関する情報の管理に十分注意を払うとともに、自らの職務に関係のない特定個人情報及び個人情報を不当に取得してはならない。

- 2 特任教員は、職務上知ることのできた特定個人情報及び個人情報を、職務の範囲を超えて、本学の内外を問わず他人に提示・利用・提供させてはならない。
- 3 特定個人情報及び個人情報の取扱いについて必要な事項は、別に定める「国立大学法人秋田大学特定個人情報取扱規程」及び「国立大学法人秋田大学個人情報保護規程」による。

(職務発明等)

第 17 条の 3 特任教員の職務発明等については、個別契約書に定めるもののほか、国立大学法人秋田大学発明等規程を準用する。

(勤務時間等)

第 18 条 特任教員の勤務時間、休日、休暇等については、個別契約書に定めるもののほか、国立大学法人秋田大学の職員の勤務時間等に関する規程(平成 16 年規則第 57 号)を準用する。

(出張)

第 19 条 特任教員に対して、職務上必要がある場合は、出張を命ずることができる。

- 2 出張を命ぜられた特任教員が帰任したときは、当該所属の長に報告するものとする。

(旅費)

第 20 条 出張を命ぜられた特任教員の旅費については、国立大学法人秋田大学旅費規程(平成 16 年規則第 93 号)を準用する。

(懲戒)

第 21 条 特任教員が、次に掲げる場合においては、これを懲戒することができる。

- (1) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- (2) 遅刻、早退を繰り返す、又は長期にわたり欠勤するなど勤務を怠った場合
- (3) 刑法上の犯罪に該当する行為を行った場合
- (4) 重大な経歴詐称をした場合
- (5) その他前各号に準ずる行為があった場合又はこの規則若しくは附属する諸規程に違反した場合

(懲戒の種類)

第 22 条 懲戒の種類については、職員就業規則第 45 条の規定を準用する。

(訓告等)

第 23 条 第 21 条各号のいずれかに該当する場合で、前条の規定による懲戒を行うに至らない程度であるときは、その将来を戒めるため訓告、嚴重注意を文書等により行うことができる。

(安全・衛生管理)

第 24 条 特任教員の安全・衛生管理及び健康確保については、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)及びその他の関係法令のほか、国立大学法人秋田大学職員安全衛生管理規程(平成 16 年規則第 56 号)を準用する。

(損害賠償)

第 25 条 特任教員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

(災害補償)

第 26 条 特任教員の業務上又は通勤途上における負傷、疾病、障害又は死亡に関する保険給付は、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の定めるところにより、災害補償を行う。

(実施に関し必要な事項)

第 27 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項(無期労働契約転換後の労働条件を含む。)は個別契約書に定める。

(補則)

第 28 条 この規則に定めのない事項については、労基法、その他の関係法令の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 19 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 9 月 10 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 198 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日から引き続き在職する特任教員の第 4 条第 1 項に規定する通算契約期間の取扱いは、同項の規定にかかわらず、施行日以後に更新される契約期間から適用する。

附 則(平成 26 年 9 月 30 日一部改正)

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 16 日一部改正)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日一部改正)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 8 日一部改正)

この規則は、平成 29 年 3 月 8 日から施行する。